新型コロナワクチン追加（３回目）接種について

上毛町では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種をできるだけ早期に、安心して皆さまに接種していただけるよう、国主導のもと準備を進めています。３月以降の接種日程が決まりましたのでお知らせします。

集団接種の日程と対象者

接種対象者	接種日	使用するワクチン	接種券発送日
令和３年７月２回目接種完了者（75歳以上）	令和４年３月12日（土）	武田/モデルナ	令和４年１月26日（水）
	令和４年３月13日（日）		
令和３年７月２回目接種完了者（74歳以下）	令和４年３月19日（土）	ファイザー	令和４年２月15日（火）
	令和４年３月20日（日）	武田/モデルナ	
令和３年８月２回目接種完了者	令和４年３月26日（土）	武田/モデルナ	令和４年３月１日（火）
	令和４年３月27日（日）	ファイザー	
令和３年９月２回目接種完了者	令和４年４月９日（土）	ファイザー	令和４年３月15日（火）
	令和４年４月10日（日）	武田/モデルナ	

※上記以降の接種日程は現在調整中です。

接種券について

職場などで接種する機会があり、早めに接種券が必要な方は、子ども未来課までご連絡ください。

また、初回接種（1・2回目）後に上毛町に転入してきた方は、接種券の発行申請が必要です。接種済証など接種歴のわかるものを子ども未来課までご持参ください。

●問い合わせ先　子ども未来課　町民健康係　TEL 72-3127（内線224）

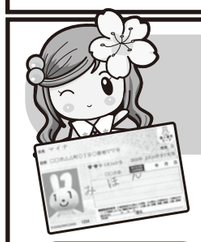

げんきの杜 ワクチン集団接種会場で マイナンバーカードの申請ができます！

ワクチン接種会場で、職員がマイナンバーカードの申請をお手伝いします。
まだ申請がお済みでない方は、ぜひお立ち寄りください。

対象者　ワクチン接種者で、マイナンバーカードの申請をしていない方

必要なもの　①個人番号カード交付申請書　①がなくても申請はできます
②本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

ワクチン接種会場で　申請書に記入・本人確認、顔写真撮影

↓ 約１カ月後 通知が届いたら

住民課で　ご本人がマイナンバーカードを受け取り

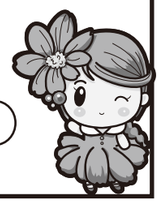

●問い合わせ先　住民課　生活窓口係　TEL 72-3116（内線144・149）

令和４年度　会計年度任用職員を募集します

※会計年度任用職員とは、一般職の非常勤の職として、一会計年度の期間（４月1日から翌年３月31日まで）を範囲として任期が設定される職員をいいます。

任用期間　令和４年４月１日～令和５年３月31日
受付期間　３月１日（火）～14日（月）8:30～17:15（土・日・祝日除く）
申込方法　申込書をそれぞれの提出先に提出してください。（郵送可。ただし、3月14日（月）必着）
選考方法　書類選考および面接試験
※詳細は、募集案内または町ホームページをご確認ください。

看護師【1人】

■勤務日数　週5日（6時間45分／日）
■勤務場所　本庁
■業務内容　町民健康係業務
■報　　酬　月額　158,690円
■応募資格　看護師
■提 出 先　子ども未来課
※募集案内・申込書は、子ども未来課に用意しています。
●問い合わせ先
子ども未来課　町民健康係　TEL 72-3127（内線221）

一般事務補助職員【1人】

■勤務日数　週5日（6時間45分／日）
■勤務場所　上毛中学校
■業務内容　学校事務補助等
■報　　酬　月額　127,248円～134,912円
■応募資格　なし
■提 出 先　教務課
※募集案内・申込書は、教務課に用意しています。
●問い合わせ先
教務課　学務係　TEL 72-3165（内線177）

子育て支援センター代替支援員【1人】

■勤務日数　週2日（6時間45分／日）
■勤務場所　上毛町子育て支援センター（大平支所内）
■業務内容　育児相談、来場者の支援（親子遊びの支援）、子育て関連イベント運営補助
■報　　酬　日額　6,060円
■応募資格　保育施設での業務経験者または育児経験者で子育て親子の支援に対し意欲のある方
■提 出 先　子ども未来課
※募集案内・申込書は、子ども未来課に用意しています。
●問い合わせ先
子ども未来課　子育て支援係　TEL 72-3127（内線225）

一般事務補助職員【1人】

■勤務日数　週5日（6時間45分／日）
■勤務場所　本庁
■業務内容　会計事務補助
■報　　酬　月額　127,248円～134,912円
■応募資格　なし
■提 出 先　会計室
※募集案内・申込書は、会計室に用意しています。
●問い合わせ先
会計室　会計係　TEL 72-3182（内線153）

令和４年 春季全国火災予防運動について

実施期間　３月１日（火）～７日（月）までの７日間

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死傷者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

空気の乾燥している時期ですので、より一層の火災予防に努めましょう。

管内児童防火標語
火の災害
もとをたどれば
ゆだんの芽

住宅防火　いのちを守る　10のポイント　―４つの習慣・６つの対策―

４つの習慣
○寝たばこは、絶対しない、させない。
○ストーブの周りに、燃えやすいものを置かない。
○こんろを使うときは火のそばを離れない。
○コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

６つの対策
【出火防止】　ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
【早期覚知】　火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
【延焼拡大防止】火災の拡大を防ぐため、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
【初期消火】　火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
【早期避難】　お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
【地域の助け合い】防火防災訓練への参加など地域ぐるみの防火対策を行う。

●問い合わせ先　総務課　総務係　TEL 72-3111（内線113）